

知立老人保健施設指定訪問リハビリテーション事業所
(知立老人保健施設介護予防訪問リハビリテーション事業所)の運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人光慈会が開設する知立老人保健施設指定訪問リハビリテーション事業所(知立老人保健施設介護予防訪問リハビリテーション事業所)以下「事業所」という。)が行う指定リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士及び作業療法士が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が指定訪問リハビリテーションの必要性を認めた高齢者に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の理学療法士及び作業療法士は、要介護者等の心身の状態、生活環境を踏まえて、残存機能の維持・回復を図り、その生活の質の確保するように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り。総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 知立老人保健施設訪問リハビリテーション事業所
(知立老人保健施設介護予防訪問リハビリテーション事業所)

- (2) 所在地 知立市新林町北林44番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師 1名 (常勤兼務)

管理者は事業所の従事者の管理及び指定訪問リハビリテーションの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 訪問リハビリテーション員 理学療法士 1名以上 (兼務)

作業療法士 1名 (兼務)

(知立老人保健施設、通所リハビリテーションと兼務)

理学療法士、作業療法士は主治の医師の指示の下、リハビリテーション実施計画書を作成し、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりである。

- (1) 営業日 月曜から土曜日までとする。ただし、国民の休日、創立記念日の 4 月 1 日、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 基本動作訓練
- (3) 日常生活動作訓練
- (4) 住宅改修の相談・提案
- (5) 福祉用具の選択・利用方法の指導

(6) 家族指導

(利用料等)

第 7 条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を超えてから、片道1km毎に30円を加算（消費税は別途）

3 前二項の費用に支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、知立市、安城市、刈谷市、豊田市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 理学療法士、作業療法士等は、訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 訪問リハビリステーションは、理学療法士、作業療法士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。